



「WTS China Report」は、中国における最近の環境・エネルギー関連の政策動向、トピックについて随時お伝えするものです。本稿では、中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁により 25 年 8 月 25 日に発表された「グリーン・低炭素化の推進に向けた全国炭素排出権取引市場の構築強化に関する意見《关于推进绿色低碳转型加强全国碳市场建设的意见》」についてご紹介します。

I. 中国共産党中央弁公庁等：グリーン・低炭素化の推進に向けた全国炭素市場の構築強化に関する意見

中国共産党中央弁公庁と国務院弁公は、2025 年 8 月 25 日、「グリーン・低炭素化の推進に向けた全国炭素市場の構築強化に関する意見」を発表しました。以下では同意見の内容の一部についてご紹介します。

一、総体要求

主要目標：

2027 年までに：

- ・全国炭素排出権取引市場は、工業分野における主な炭素排出業種の大部分を対象とする。
- ・全国温室効果ガス自主的排出削減取引市場は、重点分野の完全網羅を実現する。

2030 年までに：

- ・排出枠の総量規制を土台とし、無償と有償の枠割当方式を組み合わせた全国排出権取引市場を基本的に確立する。
- ・信頼性・透明性が高く、方法論が統一され、幅広い主体が参画する、国際基準の全国温室効果ガス自主的排出削減取引市場を確立する。
- ・排出削減効果が明確であり、規則・体系が健全であり、かつ価格合理性がある炭素価格決定の仕組みを確立する。

二、全国炭素排出権取引市場の構築の加速

(一) 全国炭素排出権取引市場の対象範囲を拡大する。

- ・業界発展状況、炭素排出策削減・汚染削減への寄与度、土台となるデータ品質、炭素排出の特徴などに基づき、対象となる業種と温室効果ガスの種類の範囲の秩序ある拡大を推進する。

(二) 炭素排出枠の管理制度を整備する。

- ・予測可能で、透明性が高い炭素排出枠割当・管理制度を確立し、政策の安定性と連続性を維持する。
- ・経済・社会の発展の状況、業界の特徴、低炭素化のコストなどを総合的に考慮し、市場の炭素排出枠設定の中長期目標を明確にする。
- ・国の温室効果ガス排出規制目標と炭素強度・炭素排出規制要求に基づき、枠の総量を科学的に設定し、強度規制から総量規制へ順次移行する。
- ・2027 年までに、炭素排出総量が比較的安定している業界に対し、優先的に排出総量規制を実施する。
- ・無償と有償の枠割当方式を組み合わせた炭素排出権割当方式を穏当に導入し、有償枠の割合を秩序正しく増やす。
- ・検証済みの自主的排出削減量により相殺できる炭素排出枠の交付量の割合の上限を適切に設定する。



(三) 炭素排出権取引パイロット市場に対する指導と監督・管理を強化する。

- ・炭素排出権取引パイロット市場に対し、対象範囲の拡大、市場調整の仕組みの改善、監督・管理手段の革新、炭素金融の健全かつ秩序ある発展などにおいて先行して試行することを推奨し、全国炭素排出権取引市場への展開のために経験を蓄積する。

三、全国温室効果ガス自主的排出削減取引市場の積極的発展

(四) 自主的排出削減取引市場の構築を加速させる。

(五) 検証済みの自主的排出削減量の活用を積極的に促進する。

- ・党内・政府機関、企業、社会团体などに対し、グリーンサプライチェーン管理、大型イベントの開催、社会的責任の履行、暮らしのグリーン・低炭素化などにおいて、検証済みの自主的排出削減量を積極的に活用して炭素排出量を相殺することを提唱する。

四、炭素排出権取引市場の活性化に注力

(六) 取引可能な商品を充実させる。

- ・温室効果ガス排出削減への支援強化に向けて、金融機関による炭素排出権と検証済みの自主的排出削減量に関わるグリーン金融商品とサービスの開発を慎重かつ穏当に促進する。

(七) 取引主体範囲を拡大する。

- ・適格な金融機関が、法令遵守と適切なリスク管理を徹底した上で全国炭素取引権市場の取引に参加することを穏当に推進する。適切な時期に、その他の削減義務のない主体の導入を図る。
- ・全国温室効果ガス自主的排出削減取引市場は、条件に合う自然人への順次開放を図る。

(八) 市場の取引に対する監督・管理を強化する。

五、炭素市場の能力構築の全面的強化

(九) 管理体制と支援体系を整備する。

(十) 炭素排出算定と報告に対する管理を強化する。

- ・企業の温室効果ガス排出報告制度を健全化する。
- ・全国炭素市場の構築進展に合わせ、重点業種における企業の温室効果ガス算定と報告ガイドラインの改訂を加速させ、条件が整い次第、国家基準へ格上げする。
- ・排出係数法に基づいた算定体系を整備するとともに、自動モニタリングに基づいた炭素排出量算定の実施方法を試行錯誤する。
- ・炭素排出量測定用の重要計量器具の配備と使用、管理を強化し、計量技術規範を策定し、炭素排出量計量審査を展開する。
- ・重点排出事業者を対象に、主要パラメータの月単位での証拠保存を義務化する。

(十三) 技術サービス機関に対する監督・管理を強化する。

(十四) 情報開示制度を整備する。

- ・重点排出事業者、登録機関、取引機関、技術サービス機関、金融機関などは、関連規定に基づ



き、排出、削減義務履行、取引、質入れなどの情報を適時に開示し、社会からの監督を受け入れなければならない。

- ・重点排出事業者と技術サービス機関、金融機関の信用状況に対する監督・管理を法に従って強化する。

六、実施体制の強化

(十六) 政策・法規による支援を強化する。

- ・関連法律・法規の整備について研究し、炭素市場構築の法的基盤を強化する。
- ・温室効果ガス自主的排出削減取引管理に関する立法の研究を展開する。

(十六) 国際的交流と提携を深化させる。

- ・炭素市場分野における交流と協力を強化し、技術、方法論、基準、データの国際的な相互承認の推進を図る。

※本政策の原文については下記ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.qsttheory.cn/20250826/ef5e1f07f0084ca7b7327e2337cb1fa1/c.html>

II. WTS コメント

1. 本意見は中国の炭素市場に焦点を当てる初の中共中央発表の政策であり、全国炭素市場の発展の中長期スケジュールやロードマップを明確にした。
2. 現在、全国炭素市場体系は「強制的」と「自主的」の2つの市場で構成されている。一つは重点排出事業者が排出削減義務を履行するための全国炭素排出権取引市場であり、通常「強制的炭素市場」と呼ばれ、2021年からスタートした。もう一つは社会全体の自主的な排出削減を促進する全国温室効果ガス自主的排出削減取引市場であり、通常「自主的炭素市場」と呼ばれ、2024年から再開した。
3. 強制的市場は対象となる重点業種を増やし続けている。以前発電業が対象に指定されたことに続いて、2025年、鉄鋼、セメント、アルミニウム製錬業も参加を義務付けられた。これによって、強制的市場は全国60%以上の炭素排出量に対する管理を実現した。将来的には、石油化学、化学工業、製紙、航空などの業種も対象範囲に順次入ると見込まれる。
4. 炭素市場の発展に伴い、実質的な排出削減は企業に迫る重大課題となりつつある。本意見には、2030年までに強制的市場に有償の枠割当制度の導入を目標として掲げている。それは、炭素価格の急速上昇と企業の炭素排出コストの急増にも繋がると見込まれる。そのため、企業は国家の炭素市場政策の動向に注視し、排出削減の中長期計画を策定するとともに、再エネ導入の拡大、省エネ・エネルギー利用効率の向上、代替原材料の開発、デジタル化管理などのグリーン化に向けた工程と技術の開発を通じて、新たなグリーン市場の競争力を構築する必要がある。



佛山早稻田科技有限公司

<事業内容>

脱炭素関連サービス

- 脱炭素現状評価及び計画、炭素排出削減技術カスタマイズ提案、脱炭素データ管理及び開示サポート
- 清潔エネルギー変更、エネルギー貯蓄の提案・実施サポート
- 脱炭素支援政策及び認証関連サポート、脱炭素能力構築及び研修

環境順法化対応サポート・特定課題解決

- 汚染排出現状評価及び診断、環境手続き実施サポート、環境政策コンサルティングサービス及び技術サポート
- 汚染対策技術カスタマイズ提案、環境施設工事全体計画及び施工監督・管理
- 汚染物検測・モニタリング及び汚染物異常値処理

環境順法化対応サポート・リスク回避 管理向上

- 環境順法化診断、環境人材育成
- 情報提供、環境定例会議実施、環境ニーズ対応

早稲田会員クラブ

- ビジネスマッチング、企業見学、専門セミナー、政策解説
- 日本技術の現地応用、日中協業プロジェクトのコーディネート

<問い合わせ先>

担当者：Ms. Judy（日本語可）

TEL：18688262655

Email：judy@wts-cn.com